【足羽川の利活用】

夏の福井市を美しくする運動（足羽地区）

日　時　：　平成22年7月11日（金）　8:00～9:00

場　所　：　新明里橋～花月橋（左岸）

主　催　：　不死鳥の願い推進協議会、福井市自治会連合会、
福井を美しくする会連絡協議会
足羽川自治連合会「あかり8の組」

参　加　：　30名

内　容

「夏の福井市を美しくする運動」（各自治体主体の地域美化運動）として足羽地区では堤防のゴミ拾いを行った。

同地区では、今回を含め年3回の清掃活動を行っている。

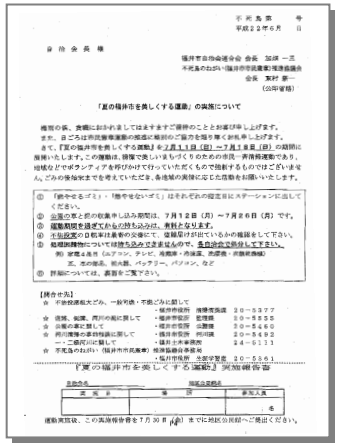

不死鳥案　号
平成22年6月　日

自治会長　様

福井市自治会連合会 会長　加藤 一三
不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会
会長　東村 勝一
（公印省略）

「夏の福井市を美しくする運動」の実施について

梅雨の長、食欲におかれましてはますますご健勝のことと お慶び申し上げます。
さて、日ごろは市民憲章運動の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、「夏の福井市を美しくする運動」を7月11日（日）～7月18日（日）の期間に展開いたします。この運動は、郷土で良いまちづくりのための市民・市内事業所であり、地域などでボランティアを呼びかけて行っていただくもので強制するものではございませんが、ごみの後始末までを考えていただき、各地域の実情に応じた活動をお願いいたします。

① 「燃やせるゴミ」・「燃やせないゴミ」はそれぞれの指定日にステーションに出してください。
② 当番の家と班の収集申し込み期間は、7月12日（月）～7月26日（月）です。
③ 収集期間を過ぎてからの持ち込みは、有料となります。
④ 不知民家の日程等は最寄の交番にて、収集届け が出ているかの確認をして下さい。
⑤ 粗大廃棄物については持ち込みできませんので、各自分別収集して下さい。
例）家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）
瓦、木の廃材、廃木鉄、バッテリー、パソコン、など
⑥ 詳細については、裏面をご覧下さい。

【問合せ先】
☆ 不法投棄相談全般、一般可燃・不燃ごみに関して
・福井市役所　環境衛生課　３０－５３７７
☆ 道路、側溝、用川の清掃に関して　・福井市役所　管理課　３０－５８５５
☆ 公園の草刈 関して　・福井市役所　公園課　３０－５４６０
☆ 用川護岸の草刈等調整に関して　・福井市役所　用川課　３０－５４９２
――二級用川に関して　・福井土木事務所　２４－６１１１
☆ 不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会事務局
・福井市役所　生活安全課　３０－５３６１

『夏の福井市を美しくする運動』実施報告書

自治会名　　地域活動責任者

実施日	場所	参加人数
		名

運動実施後、この実施報告書を7月30日（金）までに地区公民館へご提出ください。

実施案内